

〈その他重要なお知らせ〉

お申込みにあたっては、以下の内容についても必ずご確認ください。

■申込書のご記入について

申込書・告知書は重要な書類です。申込書はご契約者ご自身(被保険者欄は被保険者ご自身)、告知書(告知欄)は被保険者ご自身でご記入ください。また、記入後は今一度内容を十分お確かめのうえ、ご署名・ご押印をお願いします。

■時効による請求権の消滅

保険金などをご請求する権利は、3年間ご請求がない場合に消滅します。

■団体取扱・集団扱で保険料をお払込みの場合のご注意

- 団体取扱・集団扱でご契約になれるのは、当該団体・集団の所属員・構成員の方のみです。
 - ・団体・集団をご利用のご契約者が当該団体・集団の所属員・構成員でなくなった場合は、ただちにアクサ生命へご連絡ください。
- 当該団体・集団から脱退後に、当該団体・集団を経由して保険料を払い込むことができない場合には、他の払込方法(経路)に変更が必要です。
 - ・他の払込方法(経路)には、口座振替扱、送金扱、店頭扱、集金扱があります。詳しくは、アクサ生命営業店またはカスタマーサービスセンターにご確認ください。
 - ・他の払込方法(経路)に変更した場合、ご契約を継続することはできませんが、以後の保険料が引き上げられることがありますのでご了承ください。

■生命保険募集人の販売資格の確認について

アクサ生命の担当者(生命保険募集人)の販売資格などに関しまして確認をご希望の場合には、パンフレット記載のアクサ生命営業店またはカスタマーサービスセンターまでご連絡ください。

アクサ生命カスタマーサービスセンター TEL：03-6757-0310(受付時間：9:00～17:00 土・日・祝日、年末年始のアクサ生命休業日を除く)

■個人情報のお取扱いについて

個人情報を利用する目的

- アクサ生命では、お客さまの個人情報を、次のような目的のために利用いたします。
 - ・保険契約のお引受け・継続・維持管理、保険金・給付金などのお支払い
 - ・関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
 - ・アクサ生命の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
 - ・その他保険に関連・付随する業務

アクサ生命の定めた「個人情報のお取扱いについて プライバシーポリシー」の内容は、アクサ生命ホームページ<http://www.axa.co.jp/>、アクサ生命の営業店または本社でご覧いただけます。

■契約内容登録制度・契約内容照会制度について

アクサ生命は、(一社)生命保険協会、(一社)生命保険協会加盟の他の各生命保険会社*および全国共済農業協同組合連合会とともに、保険契約などのお引き受けの判断あるいは保険金などのお支払いの判断の参考とすることを目的として、「契約内容登録制度」(全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます。)にもとづき、アクサ生命の保険契約などに関する所定の登録事項(ご契約者および被保険者の氏名、死亡保険金額、入院給付金日額など)を共同して利用しております。

*詳細は、(一社)生命保険協会ホームページ(<http://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。

■支払査定時照会制度について

アクサ生命は、(一社)生命保険協会、(一社)生命保険協会加盟の他の各生命保険会社*、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会とともに、お支払いの判断または保険契約などの解除もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」にもとづき、アクサ生命を含む各生命保険会社などの保有する保険契約などに関する所定の相互照会事項記載の情報(被保険者の氏名、保険事故発生日、保険種類、死亡保険金額、給付金日額など)を共同して利用しております。

*詳細は、(一社)生命保険協会ホームページ(<http://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。

重要事項説明書

入院保障保険(終身型 09)

この「重要事項説明書<契約概要・注意喚起情報>」は、お申込みに際して特にご確認いただきたい事項をまとめた「契約概要」と、特にご注意いただきたい事項をまとめた「注意喚起情報」を掲載しています。ご契約前に必ずお読みください。

※必ずパンフレットの該当箇所 **重要** を参照し、お取扱いの詳細を確認してください。

〈契約概要〉

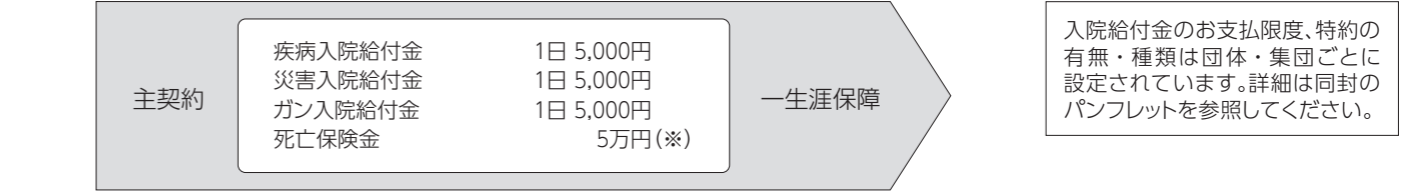
「重要事項説明書<契約概要>」に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項などについての詳細ならびに主な保険用語の説明などについては、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

■商品の仕組

保険商品の名称 入院保障保険(終身型 09)

特 徴 病気やケガによる入院を終身保障する商品です。

仕組図 【入院給付金日額 5,000円の場合】



ご契約 (※)死亡保険金不担保特約(入院保障保険(終身型 09)用)が付加されている場合、死亡保険金はありません。

■保険期間

保険期間は、終身です。

■主なお支払事由とお支払限度

名 称	お支払事由	お支払額	お支払限度(※1)
疾病入院給付金(※2)	ガン以外の疾病により1日以上入院されたとき	入院給付金日額×入院日数	1入院60/180日 通算1,095日
災害入院給付金	所定の不慮の事故により180日以内に1日以上入院されたとき	入院給付金日額×入院日数	1入院60/180日 通算1,095日
ガン入院給付金(※2)	所定のガンにより1日以上入院されたとき	入院給付金日額×入院日数	お支払限度はありません
死亡保険金(※3)	死亡されたとき	入院給付金日額×10	――

(※1)1入院のお支払限度の型は団体・集団ごとに設定されています。同封のパンフレットにてご確認ください。

(※2)ガン入院給付金が支払われる場合、疾病入院給付金はありません。

(※3)死亡保険金不担保特約(入院保障保険(終身型 09)用)が付加されている場合、死亡保険金はありません。

●ご契約者・被保険者の故意または重大な過失によるときなどの免責事由に該当した場合、給付金・保険金のお支払いはいたしません。

●責任開始期前の疾病・ガンや不慮の事故を原因とする場合、給付金・保険金のお支払いはいたしません。

■保険料払込免除について

被保険者が傷害、疾病または所定のガンによって所定の高度障害状態に該当された場合、または所定の不慮の事故を直接の原因として、所定の不慮の事故の日からその日を含めて180日以内に所定の障害状態に該当された場合、以後の保険料払込を免除します。

ご契約はそのまま継続いただけます。

■引受保険金額について

主契約の入院給付金日額は5,000円～15,000円の範囲とします。

※団体・集団ごとに口数・コースの設定を行っています。同封のパンフレットにてご確認ください。

■保険料について

保険料は団体取扱または集団扱月払とします。

保険料は団体・集団を通じて所定の方法により払込んでいただけます。詳細は同封のパンフレットを参照してください。

団体・集団から脱退後、当該団体・集団を経由して保険料を払込むことができない場合には、個人扱として口座振替により継続させることができます。

■特約について

特約を付加して保障内容の充実を図ることができます。付加できる特約の種類および保障内容などの詳細は同封のパンフレットを参照してください。

■契約者配当金について

この保険には契約者配当金はありません。

■解約と払いもどし金について

(注意喚起情報)の「解約と払いもどし金について」を参照してください。

引受保険会社

お問合せ・担当者

アクサ生命保険株式会社

〒108-8020 東京都港区白金1-17-3

TEL 03-6737-7777(代表)

www.axa.co.jp/



〈注意喚起情報〉

「保険金などが支払われない場合について」など、お客さまにとって不利益となる情報が記載されている部分は特に重要です。また既契約の解約などを前提とした新たな保険契約のお申込みをされる場合、お客さまにとって不利益となる可能性がありますので十分にご検討をお願いいたします。

この「重要事項説明書〈注意喚起情報〉」のほか、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

■クーリング・オフ制度について

・申込書を記入していただいた日、または第1回保険料相当額をお申込みいただいた日の、いずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、書面によりお申込みの撤回または保険契約の解除をすることができます。この場合、お申込みいただいた金額をお返しいたします。ご契約の変更の場合は変更前のご契約に戻ります。

ただし、アクサ生命所定の医師の診査が終了した場合など、お申込みの撤回またはご契約の解除のお取扱いができない場合があります。

<お申出方法>

・お申込みの撤回などは、郵便により前記の範囲内(8日以内の消印有効)にて〒108-8020東京都港区白金1-17-3アクサ生命保険株式会社契約部宛お申出ください。

・郵便(はがき、手紙)にはお申込みの撤回などをする旨明記し、申込者などの氏名・住所・第1回保険料充当金領収証を受領している場合は記載の番号(表面右上)および取扱店名をご記入のうえ、申込書と同一印を押してください。

■告知について

●健康状態や職業についてありのままをお知らせください。(告知義務)

・被保険者やご契約者には保険金などのお支払事由または保険料の払込免除事由の発生に関する重要な事項のうち、アクサ生命が所定の書面(告知書)にて告知を求めた事項(告知事項)について、告知をしていただく義務があります。生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の良くない方や危険度の高い職業に従事されている方などが無条件でご契約されますと、保険料負担の公平性が保たれません。ご契約にあたっては、過去の傷病歴(傷病名・治療期間など)、現在の健康状態、身体の障害状態、職業など「告知書」でアクサ生命がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。

●告知受領権は生命保険会社が有しています。

・告知受領権は生命保険会社(アクサ生命所定の書面「告知書」)が有しています。生命保険募集人(代理店を含みます。)は告知受領権がなく、生命保険募集人に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

●ご契約のお申込内容や告知内容について確認させていただく場合があります。

・アクサ生命の担当者またはアクサ生命で委託した確認担当者が、ご契約のお申込後または保険金などのご請求および保険料のお払込みの免除のご請求の際、ご契約のお申込内容またはご請求内容などについて確認させていただく場合があります。

●告知の内容によっては、ご契約をお断りしたり、条件をつけてご契約をお引受けする場合があります。

・アクサ生命では、ご契約者間の公平性を保つため、お客さまのお身体の状態すなわち保険金などのお支払いが発生するリスクに応じた引受対応を行っております。傷病歴がある場合でも、その内容によってはお引受けすることがあります。(お引受けできないことや「特別保険料の付加」「保険金の削減支払」「特定疾病不払法」「特定部位不払法」などの特別な条件をつけてお引受けすることがあります。)

●お知らせいただいた内容(告知内容)が事実と違っていた場合にはご契約を解除することがあります。(告知義務違反)

・告知いただく内容は、アクサ生命所定の書面(告知書)に記載してあります。もし、これらについて、ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によって、アクサ生命が告知を求めた事項について、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始の日(復活の場合は復活の責任開始の日)から2年以内であれば、アクサ生命は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。

・責任開始の日から2年を経過していても、保険金などのお支払事由などが2年以内に発生していた場合には、ご契約または特約を解除することができます。

・ご契約または特約を解除した場合には、たとえ保険金などをお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、保険料のお払込みを免除する事由が発生していても、お払込みを免除することはできません。この場合には、払いもどし金があればご契約者にお支払いします。

(ただし、「保険金などのお支払事由または保険料の払込免除の事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金などのお支払いまたは保険料のお払込みの免除をすることがあります。)

※なお、前記のご契約または特約を解除する場合以外にも、ご契約または特約の締結状況などにより、保険金などをお支払いできないことがあります。例えば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症などについて故意に告知をされなかった場合」など、特に重大な告知義務違反があった場合、詐欺による取消しを理由として、アクサ生命は保険金などをお支払いできないことがあります。この場合、責任開始の日(復活の場合は復活の責任開始の日)からの年数は問いません。(告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取消しとなることがあります。)また、すでにお払込みいただいた保険料はお返しいたしません。

■保障の責任開始期・契約日について

・このご契約には団体取扱（第1種）特約または集団扱特約に「第1回保険料を団体(集団)から払い込む場合の責任開始期に関する特則」が付加されますので、契約日が責任開始期となります。

ただし契約日までに契約申込書(告知書)が提出されない場合は責任は開始されません。

第1回保険料が保険会社に入金されるまでの間に保険金・給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じたときは、第1回保険料が保険会社に払い込まれるまで、保険金・給付金は支払われず、また保険料の払込免除もされません。

・生命保険募集人は、お客さまとアクサ生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。従いまして、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してアクサ生命が承諾したときに有効に成立します。

■保険金などのお支払いについて

・お客さまからのご請求に応じて、保険金などのお支払いを行う必要がありますので、保険金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、保険金などのお支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかにアクサ生命営業店またはカスタマーサービスセンターにご連絡ください。

・お支払事由、ご請求手続き、保険金などをお支払いする場合またはできない場合については、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。また、アクサ生命ホームページには「保険金等のお支払いについて お支払いできる場合、お支払いできない場合の具体的事例」を掲載しておりますので、あわせてご確認ください。

・アクサ生命からのお手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所などを変更された場合には、必ずご連絡ください。

・保険金などのお支払事由が生じた場合、ご契約内容によっては、複数の保険金などのお支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合などにはご連絡ください。

■代理請求特約について

・代理請求特約を付加することにより、被保険者が受取人となる保険金・給付金などについて、受取人がご請求できない所定の事情がある場合、または被保険者のご契約者が同一人である場合の保険料の払込免除をご請求できない所定の事情がある場合に、保険金・給付金などの受取人に代わり、所定の要件を満たした代理請求人をご請求することができます。(詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。)

・代理請求人となられる方(複数の場合は全員)に対し、お支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。

■保険金などが支払われない場合について

●次のような場合には、保険金・給付金などをお支払いできないことがあります。

・給付金などのお支払いは、責任開始期以後に発病した疾病または発生した傷害または発生した傷害などが原因でお支払事由に該当した場合は対象としています。したがって、責任開始期前に発病した疾病または発生した傷害などが原因でお支払事由に該当した場合には、給付金などのお支払いの対象となりません。
※「発病」とは、症状の出現、健康診断などにおける検査異常、病院の受療、被保険者が身体に生じた異常(症状)を自覚または認識した時点をいいます。
※責任開始期から2年を経過して開始した入院などについては、責任開始期前に発病した病気または発生した傷害を原因とするものであっても、給付金などをお支払いします。

・告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約または特約が告知義務違反により解除となったか、または詐欺により取消しとなった場合
・保険金などを詐取する目的で事故を起こしたときや、ご契約者、被保険者または保険金などの受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど重大事由によりご契約または特約が解除された場合
・保険料のお払込みがなく、ご契約が失効した場合
・保険契約について詐欺により取消しとなった場合や、保険金などの不法取得目的があってご契約が無効になった場合
・保険金などの免責事由に該当した場合(例：責任開始の日から3年以内における被保険者の自殺による死亡、受取人などの故意または重大な過失による支払事由該当など)

また、保険料払込免除が適用される保険種類では、ご契約者の故意または重大な過失などの免責事由により被保険者が保険料の払込免除の事由となる障害状態になられた場合には、保険料のお払込みを免除いたしません。

■保険料の払込猶予期間、契約の失効、復活などについて

・保険料は払込期月(保険料をお払込みいただく月)内にお払込みください。払込期月内にお払込みの都合がつかない場合のために、払込猶予期間を設けています。

・お払込みの猶予期間は、月払契約……………払込期月の翌月初日から末日まで
年払・半年払契約……払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日(契約応当日がない月の場合は、その月の末日)まで(ただし、契約応当日が2月・6月・11月の各末日の場合には、それぞれ4月・8月・1月の各末日までです。)
・前記の猶予期間が過ぎますと、ご契約は猶予期間満了の日の翌日から効力を失います(ご契約の失効)。失効になりますと保険金などのお支払事由が発生しても保険金などのお支払いはできません。
・いったん失効したご契約でも、失効後3年以内であれば、ご契約の復活を申込むことができます。この場合、告知と、失効している期間の保険料(およびその利息)のお払込みが必要となります。ただし、健康状態などによっては、復活できない場合があります。
・ご契約の復活をアクサ生命が承諾した場合には告知と延滞保険料のお払込みがともに完了したときから、ご契約上の保障が開始されます。

■解約と払いもどし金について

・この保険を途中で解約された場合、保険料払込期間中の払いもどし金はありません。(保険料払込期間が終身の場合、払いもどし金はありません。)

・保険料払込期間満了後の払いもどし金は死亡保険金と同額です。(保険料払込期間満了までの保険料が払込まれている場合に限ります。)

■ご契約時にお約束した保険金額などが削減される場合

・保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額などが削減されることがあります。
・アクサ生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額などが削減されることがあります。保険契約者保護措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。
生命保険契約者保護機構　TEL：03-3286-2820
「月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～正午　午後1時～午後5時」
ホームページアドレス http://www.seihohogo.jp/

■新たな保険契約への乗り換えについて

～現在ご契約の保険契約を解約・減額されることを前提に、新たな保険契約のお申込みをご検討される方へ～

現在ご契約の保険契約を解約・減額されるときには、一般的に次の点について、ご契約者にとって不利益となります。

・多くの場合、払いもどし金、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの払いもどし金は、まったくないか、あってもごくわずかです。

・一定期間の契約継続を条件に発生する配当金の請求権などを失うことになる場合があります。

・一般のご契約と同様に告知義務があります。

[現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約]の場合は「新たなご契約の責任開始の日」を起算日として、告知義務違反による解除の規定の適用対象となります。

また、詐欺によるご契約の取消しの規定などについても、新たなご契約の締結に際しての行為がその適用の対象となります。

よって、**告知が必要な傷病歴などがある場合は、新たなご契約のお引受けができなかったり、あるいはその告知をされなかったことにより前記のとおりご契約が解除・取消しとなることもあります**ので、ご注意くださいますようお願いいたします。

・新たにお申込みの保険契約について、被保険者の健康状態などによりお引受けをお断りする場合があります。また、告知義務違反の場合や責任開始期前の発病などの場合には、保険金などが支払われないことがあります。

■ご契約に関する相談・苦情窓口

・生命保険のお手続きやご契約に関する相談は、アクサ生命営業店またはカスタマーサービスセンターへご連絡ください。
アクサ生命カスタマーサービスセンター
TEL：0120-568-093(受付時間：月～金：9:00～18:00　土：9:00～17:00　日・祝日、年末年始のアクサ生命休業日を除く)
・ご契約に関する苦情は、アクサ生命営業店またはお客様相談室へご連絡ください。
アクサ生命お客様相談室
TEL：0120-030-775(受付時間：9:00～17:00　土・日・祝日、年末年始のアクサ生命休業日を除く)

■指定紛争解決機関について

・この商品にかかる指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。

・(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス：http://www.seiho.or.jp/)

・なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、ご契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者などの正当な利益の保護を図っております。